

子育て支援の新たな取組について

子育て支援の充実を図るため、令和5年度から以下の事業の新規・拡充について検討しています。

1. 保育士等人材の確保について

従来の市独自の給与改善等に加え、令和5年度以降、私立保育園・こども園に就職後、1年または3年に達した保育士・保育教諭に対して就労奨励金10万円を支給する制度を開始し、保育士等の確保及び定着化の充実を図る。

【基本目標1－基本施策(1)－推進施策「①多様なニーズに応じた保育サービスの充実」関係】

2. 幼児教育の推進について

本市の幼児教育・保育を担う人材を育成・支援し、市全体の幼児教育・保育の質の向上を図るため、令和5年に開設する幼児教育センターにおいて、研修体制の強化や専門アドバイザーによるアウトリーチ型支援を行うとともに、体験型幼児教育活動を推進する。また、各園から得られた知見を幼児教育センターに集積し、共有・活用を図る。

【基本目標1－基本施策(1)－推進施策「②発達に応じた教育・保育環境の推進」関係】

3. 出産・子育てに対する伴走型支援について

妊娠届出時より妊婦や子育て家庭に寄り添い、身近なところで相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と、出産・育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用にかかる負担を軽減するための「経済的支援（計10万円相当）」を一体的に実施する。

【基本目標1－基本施策(2)－推進施策「②子育ての負担・不安・孤立感を和らげる相談事業の充実」

「⑥子育てにかかる経済的な負担の軽減」関係】

4. 子ども食堂等への支援の拡充について

貧困など様々な困難を抱える子どもやその家族を支援するため、子ども食堂やフードパントリー等の活動をしている団体に対し必要経費を補助しており、令和5年度から、国の補助金を活用して補助上限額及び補助率を引き上げることで、更なる支援の充実を図る。

【基本目標1—基本施策(2)—推進施策「⑥子育てにかかる経済的な負担の軽減」
基本政策(3)—推進施策「②心豊かでたくましく自立した子どもの育成」関係】

5. 児童虐待防止対策の強化について

令和3年度から補助事業として開始した支援対象児童等見守り強化事業について、令和5年度から業務委託に変更し、市主体でよりきめ細やかで、途切れのない見守り支援を行う。また、児童虐待を正しく理解し、適切な連携や対応が取れるように実施する研修会を保育士等に加えて、新たに学童保育所の職員に対しても実施する。

【基本目標2—基本施策(1)—推進施策「①児童虐待防止対策の強化」関係】